

第3四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ユビキタス

(E05719)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【ライツプランの内容】	13
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	13
(5) 【大株主の状況】	13
(6) 【議決権の状況】	14
① 【発行済株式】	14
② 【自己株式等】	14
2 【株価の推移】	14
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
(1) 【四半期貸借対照表】	16
(2) 【四半期損益計算書】	18
【第3四半期累計期間】	18
【第3四半期会計期間】	19
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	20
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	21

【簡便な会計処理】	21
【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	21
【注記事項】	21
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第8期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社ユビキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川内 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル
【電話番号】	03－5908－3451
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 家高 朋之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル
【電話番号】	03－5908－3451
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 家高 朋之
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第3四半期 累計期間	第8期 第3四半期 会計期間	第7期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高（千円）	662,219	291,696	878,713
経常利益（千円）	194,090	92,637	439,361
四半期（当期）純利益（千円）	40,329	26,161	259,002
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—
資本金（千円）	—	509,375	509,375
発行済株式総数（株）	—	83,500	83,500
純資産額（千円）	—	1,598,025	1,682,995
総資産額（千円）	—	1,654,696	1,819,006
1株当たり純資産額（円）	—	19,138.03	20,155.63
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	482.98	313.31	3,233.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	458.59	312.26	3,145.03
1株当たり配当額（円）	—	—	1,554
自己資本比率（％）	—	96.3	92.5
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	39,133	—	209,756
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△13,076	—	△1,320,606
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△127,649	—	482,653
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	122,496	224,088
従業員数（人）	—	30	18

（注） 1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	30
---------	----

（注）従業員数は、就業人員です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(注) 平成20年3月期第3四半期については、四半期決算を行っていないため、前年同期比の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェア受託開発	12,290	—

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため記載しておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェア受託開発	15,000	—	13,000	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェア使用許諾	263,197	—
サポート	21,998	—
ソフトウェア受託開発	6,500	—
合計	291,696	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当第3四半期会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額（千円）	割合（％）
任天堂株式会社	240,824	82.6

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間は、任天堂株式会社に対する売上高を中心に263,197千円のソフトウェア使用許諾売上高を計上しました。また、株式会社ルネサステクノロジなどへのサポート売上高として21,998千円、受託開発売上高として6,500千円を計上しております。

ゲーム分野においては、ニンテンドーDS向けWi-Fi対応ソフトウェアからのロイヤルティ収入が堅調に推移しました。また、ニンテンドーDSiにも当社製通信ソフトウェアをご採用いただいております。

デジタル家電分野においては、前事業年度から継続しているプロジェクトが順調に進捗しております。大手電機メーカーの来秋量産予定製品へ向けて開発を継続して行っております。

ワイヤレス関連では、株式会社イーラボ・エクスペリエンス及び東京大学とともに農地モニタリングシステムを共同開発することに合意しました。

また、第2四半期より開始した組込データベース事業は順調に運営されており、当第3四半期においても売上高を伸ばしております。

さらに、その他の分野では、USB製品UbiquitousCONNECTをベースに「かんたんファームアップデートパック for V850」を開発・発売しました。

営業費用面では、役員及び従業員等あわせて40名の人件費90,746千円を計上し、また、経費として不動産賃借料等84,711千円を計上しました。なお、これらの人件費・経費のうち、研究開発費は28,604千円です。

営業外費用・特別損失面では、保有する有価証券「ドイツ銀行債と日経平均連動デリバティブの仕組債」について、当該債券の時価の下落により有価証券評価損60,470千円を当第3四半期において追加計上しました。さらに、投資有価証券「アンデス開発公社円貨債券」については、中南米のカントリーリスクの上昇や当該債券の時価の急激な下落を考慮して、当第3四半期において当該債券を売却し、特別損失として投資有価証券売却損47,793千円を計上しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高291,696千円、営業利益150,242千円、経常利益92,637千円、当第3四半期純利益26,161千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物は（以下「資金」という。）は、前四半期会計期間末に比べ82,151千円増加し、122,496千円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、63,719千円の増加となりました。これは、売上債権53,054千円の増加と法人税等の支払92,242千円等があったものの、税引前当第3四半期純利益44,843千円、有価証券評価損60,470千円、及び投資有価証券売却損47,793千円の計上と前受金の増加38,284千円などによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、138,626千円の増加となりました。これは、主に投資有価証券の売却収入によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、120,195千円の減少となりました。これは、主に短期借入金の返済によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、特にありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発活動の金額は、28,604千円です。なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

ゲーム分野は、当事業年度において人気タイトル発売が予定されており、堅調に推移すると思われます。当社は、この分野において引き続き安定的に収益を確保することを想定しております。

デジタル家電分野においては、機器のネットワーク対応が進むと予想されますが、世界的な金融危機と景気後退の影響もあり、家電メーカー各社は非常に厳しい経営環境に置かれております。期初に見込んでいたいくつかのプロジェクトの中止や延期があり、当分野における事業展開が遅延あるいは縮小する可能性があります。当社は、従来から取り組んでいるレコーダー案件を確実なものとするとともに、その横展開を狙います。また、ワイヤレス技術と組み合わせた差別化を訴求して参ります。

ワイヤレス分野においては、無線LANソリューションに対する引き合いが増加しております。その波を捕まえるべく、当社はかねてより株式会社ルネサステクノロジ及びキーストリーム株式会社と協業して参りました。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況につきましては、法人税等の支払い、本社研究施設の増床にともなう有形固定資産の取得、販売用ソフトウェアの取得、及び配当金の支払等により、前事業年度に比べ101,592千円減少し、当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物残高は122,496千円となりました。

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が抱える主な課題は、次の三点です。

① 形成過程の市場への挑戦

当社は、ユビキタス・ネットワーク市場という潜在的に巨大な市場に挑戦しております。当該市場は、未だ形成の初期にあるため、その成長の仕方には予測困難性があります。当社は、この現出しつつある市場の中で、他社に先駆けて優れた技術や製品を投入し、先行してシェアを獲得していく考えですが、市場の形成そのものに不確実性が伴うことは避けられず、当社にとってこれに機敏に対応することが課題となります。

② バランスのよい事業ポートフォリオへの移行

低下傾向にあるとはいえ、携帯ゲーム分野に対する依存度は依然高水準にあります。その依存度を一刻も早く低下させ、安定した事業ポートフォリオを形成することが課題です。

③ 優秀な人材を継続的に採用・育成すること

当第3四半期会計期間において、エンジニア1名及びマーケティング1名の増員を行いました。今後の成長のため、継続して優秀な人員を獲得し続けることが課題です。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	312,000
計	312,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成20年12月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成21年2月13日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	83,500	83,500	ジャスダック証券 取引所 （NEO）	—
計	83,500	83,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社に新株予約権を継承することができる。
- ① 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数
完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。
 - ② 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。
承継後払込価額＝承継前払込価額×(1÷当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率)
 - ③ 承継する新株予約権の行使期間
当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。
 - ④ 承継する新株予約権の行使の条件及び消却
当初条件どおりとする。
3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	380
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の

満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	355
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	355
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167,300
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 167,300 資本組入額 83,650
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 本新株予約権の割当日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 本新株予約権の割当日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 本新株予約権の割当日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 本新株予約権の割当日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。
- ① 交付する完全親会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
完全親会社の普通株式。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権の目的である株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に、株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じ

て計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継後行使価額 = 承継前行使価額 × 1／割当比率

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	83,500	—	509,375	—	479,375

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 83,500	83,500	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	83,500	—	—
総株主の議決権	—	83,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最 高 (円)	233,000	247,000	186,000	150,000	86,500	101,900	59,600	47,750	49,500
最 低 (円)	188,000	179,000	117,000	90,700	57,100	56,800	36,400	37,400	38,800

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所N E Oにおけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	122,496	224,088
売掛金	274,136	198,235
有価証券	36,750	100,000
仕掛品	4,041	—
前払費用	10,890	14,035
繰延税金資産	26,697	12,083
その他	20,412	4,082
貸倒引当金	—	△1,768
流動資産合計	495,425	550,757
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,837	7,892
減価償却累計額	△3,821	△2,002
建物（純額）	17,015	5,889
工具、器具及び備品	38,690	19,286
減価償却累計額	△10,564	△5,406
工具、器具及び備品（純額）	28,126	13,879
有形固定資産合計	45,141	19,768
無形固定資産		
ソフトウェア	110,621	13,355
ソフトウェア仮勘定	14,623	—
商標権	2,903	3,150
無形固定資産合計	128,148	16,506
投資その他の資産		
投資有価証券	286,622	565,964
長期預金	600,000	600,000
差入保証金	62,804	62,804
繰延税金資産	36,552	3,204
投資その他の資産合計	985,980	1,231,973
固定資産合計	1,159,271	1,268,249
資産合計	1,654,696	1,819,006

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	9,799	4,510
未払費用	2,851	5,859
前受金	40,647	—
未払法人税等	—	101,439
未払消費税等	—	13,585
未払配当金	2,109	—
預り金	1,262	4,055
賞与引当金	—	6,560
流動負債合計	56,670	136,010
負債合計	56,670	136,010
純資産の部		
株主資本		
資本金	509,375	509,375
資本剰余金	479,375	479,375
利益剰余金	604,816	694,245
株主資本合計	1,593,566	1,682,995
新株予約権	4,459	—
純資産合計	1,598,025	1,682,995
負債純資産合計	1,654,696	1,819,006

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	
ソフトウェア使用許諾売上高	568,888
サポート売上高	43,830
ソフトウェア受託開発売上高	49,500
売上高合計	662,219
売上原価	88,386
売上総利益	573,832
販売費及び一般管理費	
役員報酬	71,764
給料及び手当	39,084
法定福利費	8,885
減価償却費	3,274
不動産賃借料	25,481
支払手数料	57,745
消耗品費	6,709
研究開発費	88,942
その他	24,380
販売費及び一般管理費合計	326,268
営業利益	247,563
営業外収益	
受取利息	3,616
有価証券利息	6,491
その他	0
営業外収益合計	10,108
営業外費用	
支払利息	331
有価証券評価損	63,250
営業外費用合計	63,581
経常利益	194,090
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,768
特別利益合計	1,768
特別損失	
投資有価証券評価損	78,241
投資有価証券売却損	47,793
特別損失合計	126,034
税引前四半期純利益	69,824
法人税、住民税及び事業税	77,457
法人税等調整額	△47,962
法人税等合計	29,494
四半期純利益	40,329

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	
ソフトウェア使用許諾売上高	263,197
サポート売上高	21,998
ソフトウェア受託開発売上高	6,500
売上高合計	291,696
売上原価	31,866
売上総利益	259,829
販売費及び一般管理費	
役員報酬	16,387
給料及び手当	24,206
法定福利費	3,259
減価償却費	1,094
不動産賃借料	7,983
支払手数料	17,040
消耗品費	1,986
研究開発費	28,604
その他	9,023
販売費及び一般管理費合計	109,586
営業利益	150,242
営業外収益	
受取利息	1,209
有価証券利息	1,801
その他	0
営業外収益合計	3,010
営業外費用	
支払利息	146
有価証券評価損	60,470
営業外費用合計	60,616
経常利益	92,637
特別損失	
投資有価証券売却損	47,793
特別損失合計	47,793
税引前四半期純利益	44,843
法人税、住民税及び事業税	39,478
法人税等調整額	△20,795
法人税等合計	18,682
四半期純利益	26,161

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	69,824
減価償却費	29,080
株式報酬費用	4,459
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,768
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,560
有価証券評価損益 (△は益)	63,250
投資有価証券評価損益 (△は益)	78,241
投資有価証券売却損益 (△は益)	47,793
受取利息及び受取配当金	△3,616
有価証券利息	△6,491
支払利息	331
売上債権の増減額 (△は増加)	△75,900
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,041
未払金の増減額 (△は減少)	5,289
未払費用の増減額 (△は減少)	△3,007
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△13,585
前受金の増減額 (△は減少)	40,647
預り金の増減額 (△は減少)	△2,793
その他	△774
小計	220,378
利息及び配当金の受取額	10,831
利息の支払額	△331
法人税等の支払額	△191,744
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,133
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△32,349
無形固定資産の取得による支出	△133,746
投資有価証券の売却による収入	153,020
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,076
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	150,000
短期借入金の返済による支出	△150,000
配当金の支払額	△127,649
財務活動によるキャッシュ・フロー	△127,649
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△101,592
現金及び現金同等物の期首残高	224,088
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 122,496

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期損益計算書関係）

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成20年12月31日現在)
	(千円)
現金及び預金勘定	122,496
現金及び現金同等物	122,496

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 83,500株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 4,459千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	129,759	1,554	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
債券			
その他	100,000	36,750	△63,250
合計	100,000	36,750	△63,250

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価、販売費及び一般管理費 2,229千円

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
1 株当たり純資産額	19,138.03 円	1 株当たり純資産額	20,155.63 円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	482.98 円	1 株当たり四半期純利益金額	313.31 円
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	458.59 円	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	312.26 円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	40,329	26,161
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	40,329	26,161
期中平均株式数 (株)	83,500	83,500
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	4,441	281
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式で前事業年度末から重要な変動が あったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 英 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。